

世界は再生資源を含めた獲得競争の時代に突入。経済安全保障、産業競争力の確保の観点から、国内資源循環を強化、資源の海外流出を防止し、資源確保の問題に対応しなければならない。今こそ循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべき。

我が国基幹産業が求める質と量の再生材を安定供給するための再生資源供給サプライチェーンの強靱化は、危機管理投資、成長投資そのもの。責任ある積極財政で官民投資を大胆に進めることが、強く豊かな国づくりに不可欠。循環経済行動計画、日本成長戦略等への反映を。

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

①我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた「メタルリサイクル推進戦略」

- ・循環経済行動計画に、以下を柱とする「メタルリサイクル推進戦略」を位置付けること。
- ・世界的な資源獲得競争の中でサプライチェーンを強靱化すべく、我が国産業の国際競争力の確保を大前提として、今後、再生材確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について、2030年までの再生材供給の目標を設定すること。その際、以下を目安として検討すること。また、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組むこと。（マクロアプローチ）
 - 鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を追加的に国内で確保
 - アルミ：アルミ展伸材の国内生産量の約4割を再生アルミ原料由来に
 - 銅：国内で生産される銅（電解銅）の約3割を、再生資源由来に
 - 永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割をリサイクルで
- ・具体的取組として、短期的対応（技術実証、ヤード規制導入等）、中長期的対応（設備導入支援、ヤード規制・輸出確認の厳格運用等）を整理すること。（ミクロアプローチ）

②再資源化拠点構築・ネットワーク形成

- ・投資促進のための経済的支援スキーム（予算面、金融面等）を制度的措置を含め構築
 - ▶ 前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
 - ▶ 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
 - ▶ 資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保など）
 - ▶ 太陽光パネルリサイクル推進法案とあわせて取り組むリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備
- ・重要鉱物、金属資源等の再生材確保に向け、2030年までに官民で目指すべき投資額を提示

③動静脈連携の促進による産業競争力強化

- ・再資源化事業等高度化法に基づく事業認定（3年で100件以上）
- ・改正資源有効利用促進法に基づく再生材利用計画の策定、環境配慮設計の認定推進
- ・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、利用に係る実証など
- ・容器包装リサイクル制度での動静脈連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠等の創設

④循環資源の海外流出の抑制

- ・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度と国内再生原則（廃棄物処理法等改正案）の創設等により、金属スクラップ等の国内資源循環を促進、海外流出を抑制

⑤再生材の需要拡大

- ・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とインセンティブ創出など

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ・G7、日米、クアッド、日ASEANなどの同志国の連携枠組の深化
- ・ASEAN主要国に対するE-waste/バッテリーの回収・解体等に関する法令整備等の支援など

3. 資源循環に係る主体間連携・情報開示の推進、社会的気運の醸成

- ・「GREEN×EXPO2027」等を活用した社会的気運の醸成など

～循環経済（サーキュラーエコノミー）で日本列島を強く豊かに～
（環境・温暖化対策調査会、環境部会、経済産業部会 政策提言）

令和 8 年 4 月 7 日
自由民主党政務調査会

本合同会議は、世界が資源の獲得競争の時代に突入し、特定国が一部資源の使用を経済的な威圧の手段に用いるかのような動きを見せる中で、環境・温暖化対策調査会、環境部会、経済産業部会が、従来の政策分野の垣根を越えて、経済安全保障、産業競争力の確保の観点から、国内資源循環を強化するとともに、資源の海外流出を防止し、資源確保の問題に対応しなければならないとの危機感から開催し、別紙のとおりヒアリングを行い、議論を重ねた。

重要鉱物、金属資源等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行は、もはや環境保全にとどまらない、経済安全保障のための喫緊の課題である。産業競争力の確保を前提とした上で、迅速かつ有効な対策を講じていく必要がある。かかる認識の下、合同会議での議論を踏まえ、事業者のみならず、地方公共団体や国民も巻き込み、点から線へ、更に面的、立体的に、循環経済を国家戦略として取組を断行するため、以下を政府に提言する。

課題認識

（世界は、再生資源を含めた資源の獲得競争の時代に突入している）

- 世界で資源の獲得競争が激化している。中国は重要鉱物に対する輸出管理を強化するとともに、官民が出資して中国資源循環集団を設立し、国内の資源リサイクルにも注力。EUは電子スクラップ等の域外への輸出厳格化、新型車両への再生プラスチック使用義務化を打ち出している。今後、脱炭素化に向けて重要な蓄電池、モーター、半導体等の生産に必要な鉱物資源の需要は急拡大する見込みである。折しも、今般の中東情勢を受け、エネルギー安定供給を確保し、国民生活と経済活動を守ることが緊急的課題となり、資源確保の重要性が再認識されているが、もはや一次資源（天然資源）のみならず、二次資源（再生資源）の獲得競争の時代に突入している。

（課題、ボトルネックを乗り越え、循環経済を我が国の「勝ち筋」に）

- こうした中、我が国では、国内で発生するリサイクル可能な資源の多くが海外流出、焼却・埋立されている。そこには、公正な競争環境が未整備である、リサイクル技術が未成熟である、資源循環ビジネスの事業性が未確立であるといった課題、ボトルネックが存在する。出口戦略を見据えつつ、今こそ政策リソースを集中投下して循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべきである。

（再生資源供給サプライチェーン強靱化は、危機管理投資、成長投資そのもの）

- 我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」は、高市内閣が進める危機管理投資、成長投資そのものであ

り、その実現が急務である。現状、欧米に比べて、日本の静脈産業の企業規模は相対的に小さく、その成長のためには、原材料たる再生資源の回収・分別の取組の強化や再生材使用製品の市場拡大も必要である。責任ある積極財政で民間に予見性を示しつつ官民で投資を大胆に進めること、あわせて関連制度の見直し、社会構造の改革を進めることが、強く豊かな国づくりに不可欠である。その際、俯瞰的なマクロアプローチ、緊要度・時間軸を意識したミクロアプローチの両輪が重要である。世界情勢を踏まえつつ、スピード感や現場感を持ち、事業者にも寄り添いながら循環経済を実現することが、日本経済復活への道である。

- また、日本の銅、鉛及び亜鉛製錬を核とする製錬ネットワーク及び製錬技術は、回収できる鉱物資源の種類、回収率や純度の点で優位性を持つ。また、我が国の各種リサイクル法等の知見は、ASEAN 等での資源回収の促進に寄与できる。こうした強みを生かし、我が国資源循環産業への投資を推進し、また海外からの投資も呼び込み、日本をハブとする国際的な資源循環ネットワークの構築を目指すべきである。

（「循環経済行動計画」への位置づけ・日本成長戦略や骨太方針へのインプット）

- 令和6年の調査会提言を受けて政府は「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置、「循環経済への移行加速化パッケージ」をまとめるなど取組は進捗しているが、世界の急速な情勢変化を踏まえ、「循環経済行動計画」の策定に向けた議論を開始している。本提言を循環経済行動計画に位置づけ、日本成長戦略におけるマテリアルやGXの分野に内容を反映させた上で、骨太方針にインプットすべきである。

政策提言

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

①我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた「メタルリサイクル推進戦略」

- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた取組として、重要鉱物や金属資源等について、いわゆる都市鉱山の有効活用や、高度な再資源化等の技術開発、は、重要な要素である。循環経済行動計画に、次の「マクロアプローチ」と「ミクロアプローチ」を柱とする「メタルリサイクル推進戦略」を位置付けること。

<マクロアプローチ>

- 世界的な資源獲得競争の中でサプライチェーンを強靱化すべく、我が国産業の国際競争力の確保を大前提として、今後、我が国として再生材確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等を抽出し、2030年までの再生材供給の目標（目指す姿、需要に占める再生材の割合等）を設定し、戦略的に取り組むこと。
- 特に次のベースメタル、重要物資については、我が国の自律性・不可欠性向上の観点から重要であり、それぞれ記載の水準を目安として具体的目標の検討を進め、循環経済行動計画や日本成長戦略に反映すべきである。それ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を行うこと。
- また、再生資源を使用し生産される製品の付加価値について、世界市場の獲得を見据え

つつ、我が国が主体的に国際標準づくりに向けて取り組むこと。

【鉄（グリーン鉄）】我が国の鉄鋼業は、高強度・高加工性などユーザーの求める機能を実現する高級鋼材を中心に競争力を有しており、製造業の国際競争力強化に貢献。GX 実現に向け、グリーン鉄の市場は 2050 年に約 5 億トンまで拡大するポテンシャルがあり、欧州を中心に素材製造プロセスの脱炭素化要請が高まる中で、状況の変化に柔軟に対応しつつ、グリーン鉄の原料である高品位鉄スクラップに関する技術開発を促進するとともに必要な設備投資を進め、世界に先駆けたグリーン鉄の国内生産・技術基盤を構築することが急務。とりわけ、現在国内で建設中の革新的大型電炉は、高品位スクラップを投入することで高級鋼を生産可能。低品位の鉄スクラップを選別処理して高品位スクラップに転換する能力の確保が戦略的に重要。

〔目標〕 2030 年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力約 200 万トン/年を目安とし、追加的に国内で確保する。

【アルミ】軽量・易加工性を生かし、自動車や建材等に幅広く利用されている。我が国は、原料となる新地金を 100%海外からの輸入に依存しており、輸入依存度の低減や CO2 排出量の削減を期待できるリサイクルの推進が重要。鋳造品用合金には再生アルミ原料が多く用いられているが、今後はアルミ展伸材についても再生アルミの利用率を高めることが重要であり、そのためには、合金種ごとの選別や不純物の除去に関する技術開発が求められる。

〔目標〕 2030 年時点で、再生アルミ原料の使用が一般に難しいとされるアルミ展伸材について、国内生産量の約 4 割を目安とし再生アルミ原料由来とする。

【銅】電気自動車や AI 関連分野、データセンターの拡大により将来的な需要の増加が見込まれており、DX や GX を支える基盤素材として重要性が高まっている。原料となる銅精鉱を 100%海外から輸入している我が国においては、輸入依存度の低減や製錬事業の基盤強化に向けて、鉱山権益の確保に加え、e-scrap や銅スクラップ等の銅を含む再生資源の処理量を増やすための技術基盤の確立や国内外からの e-scrap や銅スクラップの調達拡大が急務。また、e-scrap や銅スクラップを処理するにあたっては、そもそも銅製錬事業の維持・強化が不可欠であるところ、近年、不公正な政策や慣行を受け、銅製錬委託費が極めて低水準となり、世界各地で銅製錬事業の撤退や生産縮小の動きがあるが、国際連携によって適正な銅製錬委託費の実現により持続可能な銅製錬事業の実現にも取り組む必要がある。

〔目標〕 2030 年時点で、国内で生産される銅（電解銅）の約 3 割を、e-scrap や銅スクラップ等の再生資源由来とする。

【永久磁石】レアアースを用いた永久磁石は、自動車や産業機械等の基幹産業の生産活動に不可欠。我が国は高性能磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。電動車の普及等に伴い、永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。特定国の輸出管理強化で供給が不安定となる中、リサイクルによって原材料の国内自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高め

ることが急務。

【目標】 2030年時点で、国内で供給される永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賅う。

<マイクロアプローチ>

○マクロアプローチとあわせて、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化について、可能なものから取組に着手すること。その際、時間軸を意識し、短期的対応・中長期的対応を整理すること。例えば、

(短期的対応)

- ・ 工程端材や市中の使用済製品からの鉄スクラップや永久磁石の回収や高度リサイクルを行う動静脈企業による実証事業、設備導入支援
- ・ e-scrap やアルミスクラップの導入拡大に必要な前処理等の技術実証や設備導入支援
- ・ 今国会での廃棄物処理法等の改正による不適正スクラップヤード対策等の導入

(中長期的対応)

- ・ 実証を踏まえた、鉄スクラップや永久磁石の高度リサイクルに必要な回収ネットワークの一層の拡大、設備導入支援
- ・ E-waste 等について同志国連携を強化し、解体・選別後の e-scrap 等を日本へ循環させる流れを構築
- ・ 不適正スクラップヤード対策や輸出確認の厳格運用

②再資源化拠点等構築・ネットワーク形成

○再生資源供給サプライチェーンの強靱化に当たっては、使用済製品等の収集、分別、保管、素材ごとの選別、前処理、高品質化といった製造業の原料製造プロセスを担う、静脈側（資源循環産業）への投資が重要である。一方で、

- ・ 我が国の資源循環産業は、地域ごとに小規模分散化しており、高度リサイクルへの投資も進んでいない。そのため、再生材の供給において、製造業と長期・大口契約を結べるような、競争力のあるリサイクラーが少なく、製造業が使いこなせる、質・量・コストを満たした再生材を製造できる事業者が育っていない。
- ・ 高度リサイクルを可能とする設備投資について、計画段階では製造業からの調達が確約されるケースは少なく、投資回収までのリードタイムも長いため、民間金融機関の融資が受けにくい状況にある。
- ・ 再生材の原料となる循環資源について、経済合理性により、リサイクルよりも海外へ流出、焼却・埋立されるケースも存在する、

といった課題に対応するため、①国内における再資源化の推進、②循環資源の回収量の拡大、③高度なりサイクルの事業性確保、④再生材の需要の創出に向けた取組を同時並行的に行うため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資促進のための多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築について制度的措置を含め講じること。その際、既存の枠にとらわれることなく、初期投資への支援と、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリ

スクマナー供給などを大胆に実施・検討すること。

○経済的支援スキームは、次のような取組を支援できるものとする。

- ・前処理設備・保管設備（需給変動に対応した保管・ストック機能を含む）・港湾インフラ・製錬設備を含めた再資源化拠点等の構築・ネットワークの維持・強化
- ・都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別技術などの技術開発、環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発
- ・製錬での e-scrap 処理量増加を可能とする前処理等の技術開発とインフラの整備
- ・リチウムイオン電池の再資源化のための無害化・解体施設の整備
- ・高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備
- ・動脈と連携できる資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度なりサイクルの事業性確保のための資金調達など）
- ・今国会に提出された太陽光パネルリサイクル推進法案とあわせて取り組むリサイクル体制の整備

○民間の投資を国として大胆に後押しすることを含め、再生資源供給サプライチェーンの強靱化、重要鉱物、金属資源等の再生材確保に向け、2030年までに官民で目指すべき投資額を推計、提示すること。

③動静脈連携の促進による産業競争力強化

○昨年11月に施行された再資源化事業等高度化法について、廃棄物処理事業者等への全国説明会の実施、意見交換等を重ねることで、本認定制度の周知・機運醸成を図るとともに、製造事業者等（動脈）への様々な再生材の供給や高度な再資源化事業を検討する事業者への技術的・財政的な支援を通じ、先進事例となる事業の早期認定を皮切りに、3年で100件以上の事業認定を目指すこと。

○今年4月に施行された改正資源有効利用促進法について、来年以降に製造事業者等から提出される再生プラスチックの利用計画及びその実施状況に関する毎年の報告を踏まえ、製造事業者等による再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを徹底すること。また、対象となる製造事業者の範囲について業界の実情も踏まえながら拡大を検討するとともに、再生プラスチックのみならず他の再生資源についても、必要に応じて本制度の対象とすること。加えて、再生材の利用を促進するためには、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促進することが不可欠である。その際、実際に静脈産業の効率性向上や再生材の品質向上につながっているかの視点も重視すること。改正法に基づき、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進め、消費者が認定製品を購入しやすい仕組みを整備すること。

○製鉄各社が国内で革新電炉の新設を予定する中、グリーン鉄の原料となる高品位な鉄スクラップの需要が増加することが見込まれる。また、電動車や再エネの普及拡大に伴い、今後レアアースを用いた高性能磁石（永久磁石）の需要が急増することが見込まれる。今後、工程端材はもとより、市中の使用済製品からの高品位鉄スクラップや永久磁石の解体・選別、確保が必要となることから、製造業と資源循環産業が連携し、鉄スクラップや永久磁石の回収、再資源化、再生資源を用いた製品製造までの取組を実証し、

必要な技術、設備、コスト等を明らかにするとともに、品質や経済性の評価を行うこと。

- 水平リサイクルに使用できるような高品質プラスチック製品を製造するために、再商品化事業者（静脈）と製造事業者等（動脈）が連携して再商品化を行う等、「新しい枠」を容器包装リサイクル制度の入札制度に創設することをはじめ、再商品化事業者の新たなチャレンジの環境整備を進め、支援すること。
- 「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」で取りまとめた「産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ」（2026年3月）に基づき、再生プラスチック集約拠点の構築等に取り組むこと。集約拠点については、令和8年度にビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化を行い、その先の実証につなげること。再生材利用認証スキームについては、令和8年度に需要喚起策と認証スキームのあり方を検討し、その先の実運用を見据えた実証につなげること。また業界内の連携等も支援すること。さらに、欧州廃自動車規則等の動向も注視しながら、鉄やアルミ等の他素材における対応についても検討すること。
- 資源循環の高度化と国際的な制度動向への対応に向け、再生材の品質保証、信頼性向上、環境負荷評価の観点からも、トレーサビリティを確保することが重要である。サプライチェーン全体における情報の非対称性を解消する基盤として、事業者間で素材情報や化学物質情報等を円滑に共有できる情報流通プラットフォームの実装を、データ連携を通じて新しい価値を生み出す企業間連携の取組であるウラノス・エコシステムの下、早期に進めること。製造業のサプライチェーン全体においては、法規制対応に資する情報連携の仕組みを整備するとともに、中小企業を含めた幅広い事業者が利用可能なシステムとし、実運用の早期化を図ること。製造業と資源循環産業の間においては、情報連携を促進し、再生材の質・量の向上及び供給拡大につながる仕組みとするとともに、資源循環産業の実態も踏まえつつ、AI等の技術の活用も視野に入れて、早期の構築・実装を進めること。
- 我が国インフラ産業の一つとして成長している資源循環産業において、他業種と同等以上に人手不足や就労者の高年齢化が進んでいる状況を踏まえ、AI、ロボットによる生産性向上を図るとともに、国内人材確保のための取組を行った上で、令和9年度からの特定技能制度・育成就労制度での外国人材受け入れに向けた準備を円滑に進め、特定技能制度による即戦力となる担い手の確保、育成就労制度による将来的な担い手となる人材の育成を図り、担い手不足の解消を目指すこと。資源循環産業の魅力や意義を伝えるために、サーキュラーエコノミーの情報発信を行うこと。

④循環資源の海外流出の抑制

- 環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤードから資源が海外に流出しているとの指摘もある。今国会で廃棄物処理法等を改正し、不適正スクラップヤード対策を導入すること。関連条例の運用状況等の検証、スクラップヤード事業者の実態調査を行うとともに、地方公共団体・事業者

団体からのヒアリング等を踏まえて規制基準を定め、事業者向けのガイドラインの策定、地方公共団体・事業者への周知を通じ、実務負担の軽減を含め、制度開始時に円滑に対応できる体制を整備すること。制度開始までの間も、現行法令等に基づく関係機関が連携した不適正スクラップヤードの取締りを推進すること。

- 過去のバーゼル法に係る不法事案の傾向分析を行うこと。また、再生資源の不適正な輸出を水際で防ぐため、分析結果を環境省、経済産業省、税関等の関係機関で共有し、厳格な水際対策の実施のための連携体制を構築すること。
- バーゼル法規制対象物と解釈され得る金属資源を含む雑品スクラップ等の一部が、バーゼル法に基づく手続を経ないまま輸出されている可能性があることを踏まえ、バーゼル法の対象物の範囲と該否判断基準を明確化し、関係機関や事業者に周知徹底し、厳格に運用すること。
- 廃棄物処理法等改正案に基づく環境汚染のおそれのある使用済物品の輸出確認制度、国内再生原則を厳格に運用し、金属資源を含む雑品スクラップの国内資源循環を推進するほか、既存法制度の規制対象となっているか否かにかかわらず、諸外国の循環資源の海外流出抑制策も参照しつつ、関係省庁で更なる措置を講じていくこと。
- 国内再資源化拠点等の整備支援を行う際には、国内資源循環を促進することを念頭に置いた制度設計を行うこと。

⑤再生材の需要拡大

- 再生材の供給体制の強化や海外流出の防止を効果的に行うためには、同時に、国内における再生材の需要拡大も不可欠である。欧州では、自動車や容器包装に関し一定の再生プラスチック利用率を義務化する規制の導入が予定されている。我が国においては、まずは改正資源有効利用促進法の下で製造事業者等による自主的な再生材利用目標の設定から始め、取組が進んでいる製品については、投資予見性の観点や欧州等の規制の動向を踏まえ、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化や対象事業者の拡大を行うべく、令和8年度から検討すること。また、こうした取組の推進に対して、業界に課題がある場合は、そうした課題解決に各省連携して取り組むこと。再生材利用のインセンティブを創出するため、製造事業者に対し再生材利用に係るコストを低減する支援を行うこと。
- 国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水として地方公共団体や民間部門を含む循環性の高い製品やサービスの需要を拡大するため、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入すること。また、改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討すること。
- 再生材の利用拡大に向け、消費者の理解と信頼の醸成を図るため、品質や環境価値等に関する適切な情報提供のあり方について検討を進めること。加えて、消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証を推進し、その結果を踏まえた施策の具体化を図ること。また、消費者への価値訴求力を高めるため、サーキュラーエコノミーの推進におけるデザインの活用を進めること。

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- 重要鉱物等の安定的確保に向けて、二国間、多国間の枠組みで同志国による国際連携（日米、G7、クアッド、日ASEAN等）が進められており、その中で、一次資源の開発や代替供給源の確保のみならず、レアメタル等の回収・リサイクルによる二次資源の確保が位置付けられ、また議論されている。こうした枠組みを活用し、我が国の製錬技術等の優位性を活かした国際的な資源循環ネットワークの構築を目指すこと。また、同志国と連携し、リスクファイナンスの供給による民間投資の促進等も進めつつ、具体的なプロジェクト形成を推進すること。
- 重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）について同志国内で可能な限り循環させる流れを構築し、国内の環境上・技術上優位性のある製錬施設等でリサイクルすることでよりE-wasteから得られる付加価値を高め、バリューチェーンで再利用する、日本をハブとした国際金属資源循環の構築に向け取り組むこと。
ASEANでは、E-wasteについて5か年の実施計画を策定している5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）については、リサイクル体制の整備に向けた協力を着実に実施すべく、各種法制度整備や執行体制の強化等を支援、パイロットプロジェクトの実施等を通じた民間企業の連携促進等を行うこと。その際、米国など他の同志国との連携によるフィージビリティ向上も図ること。また、E-waste等の大量発生が見込まれるインドについても連携を目指すこと。そして廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施すること。
- 2024年10月開催の第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合で合意された「今後10年のためのアクションプラン」の改定の機会を捉えて、廃棄物発電等のプロジェクト推進と並んで資源循環の取組を位置付けること。
- 特定有害廃棄物等の輸出入に際しバーゼル条約に基づき義務となっている事前通告・同意回答手続き（PIC手続き）について、まずは米国の電子化手続きと適合するシステムの開発を2027年度末までに完了し、2028年度から電子化を実現すること。これにより、現在1件あたり数か月程度時間を要している手続きを1か月程度に短縮することを目指すこと。2028年度以降、他の同志国とのシステム連携も実現できるよう協議を進めること。さらに、同志国内で二次資源の安定供給を確保し資源循環を促進するため、既存の同志国での連携の枠組みを活用し、同志国間での輸入手続きを更に合理化する取組を推進すること。

3. 資源循環に係る主体間連携・情報開示の推進、社会的気運の醸成

- 循環経済の実現に向けては、国、地方公共団体、産業界、学界などのプレイヤーがそれぞれの役割を果たしながら連携を深めることが重要である。「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用し、循環経済の実現に向けた国、地方公共団体、産業界、学界の連携、異業種・動静脈連携、スタートアップの活躍を更に強化するとともに、人材育成や、地域ビジネス

の創出等地域での取組、意欲的な地方公共団体の取組を推進すること。

- 循環性に関する企業パフォーマンスの測定・開示フレームワークやセクター共通の循環性指標を含む枠組みとして COP30（2025 年 11 月）の際に公表された「グローバル循環プロトコル（GCP）ver1.0」について、企業による実践を支援しながら日本企業の意向を反映しつつ継続的改善に貢献するとともに、令和 8 年度に投融資ガイダンスを策定し、情報開示を促進すること。
- 再生材、リユース・リサイクル品の需要創出を含め、循環経済の実現には国民・消費者の理解と行動が不可欠であることから、各省で連携しつつ、令和 9 年 3 月から開催される GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）において我が国のリサイクル技術や取組を実装するほか、循環経済に関する情報発信の場として活用し、社会的気運の醸成に取り組むこと。

(参考)

自由民主党 政務調査会
環境・温暖化対策調査会、環境部会、経済産業部会 開催一覧

	日程	ヒアリングテーマ (案)
第1回	3月4日(水)	循環経済に関する政府の取組み状況について ～重要鉱物、金属資源等のリサイクルを中心に～ ■ 環境省、経済産業省
第2回	3月12日(木)	循環経済の実現に向けて ～重要鉱物、金属資源等のリサイクルを中心に～ ヒアリング① ■ 一般社団法人日本経済団体連合会 岩村 有広 常務理事 池田 三知子 環境エネルギー本部長 ■ 日本製鉄株式会社 折橋 英治 常務執行役員 田中 茂明 執行役員 奥村 彰規 冷鉄源総合企画部長
第3回	3月17日(火)	循環経済の実現に向けて ～重要鉱物、金属資源等のリサイクルを中心に～ ヒアリング② ■ 三菱マテリアル株式会社 松谷 輝之 金属事業カンパニー 製錬事業部長 ■ 株式会社みずほ銀行 定岡 祐二 執行役員産業調査部長
第4回	3月26日(木)	循環経済の実現に向けて ～重要鉱物、金属資源等のリサイクルを中心に～ 1、ヒアリング③ ■ 公益社団法人全国産業資源循環連合会／全国産業資源循環 連合会政治連盟 永井 良一 公益社団法人 全国産業資源循環連合会長 藤枝 慎治 全国産業資源循環連合会政治連盟理事長 加藤 宣行 全国産業資源循環連合会政治連盟幹事長 2、再生材サプライチェーン強靱化に向けた 調査事業結果のポイントについて環境省より報告 3、提言骨子(案)について
第5回	4月3日(金)	◇ 提言(案)について

